

伊予市公告第58号

一般競争入札（事後審査型条件付き一般競争入札）を次のとおり行うので、伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号）第244条の規定に基づき公告する。

令和8年9月24日

伊予市長 武 智 邦 典

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
国補第3001号市道栗田座呂峰線道路災害復旧工事（2期工事）
- (2) 工事場所
伊予市中山町栗田地内
- (3) 工事概要
復旧延長 $L = 300.3\text{ m}$
道路幅員 $W = 3.00 \sim 4.02\text{ m}$
切土工 $V = 1,250\text{ m}^3$
アンカー工 $N = 270\text{ 本}$
軽量盛土工（背面抑止工） $N = 258\text{ 本}$
- (4) 工期
請負契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (5) 予定価格
573,822,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札参加資格を有する者
次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
ア とび・土工工事業について、伊予市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成24年伊予市告示第130号。以下「審査要綱」という。）第3条に規定する有資格者であること。
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
エ 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別紙1）（以下「申請書（別紙1）」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年伊予市訓令第20号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中にない者であること。
オ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から

第3号の規定に該当しない者であること。

カ とび・土工工事業について、建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可をいう。以下同じ。）を受け、愛媛県内に許可を受けた本店又は支店を有する者であること。

キ とび・土工工事業について、審査要綱第6条の規定による建設業者格付けがA等級に属する者であること。

ク 建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できる者。ただし、主任技術者を配置する場合であって、主任技術者の専任緩和の特例措置の適用を受けたときは、この限りではない。

3 設計図書等の閲覧等に関する事項

(1) 入札説明書の掲載等

ア 交付期間

令和8年9月24日（木）から10月30日（金）まで

イ 掲載場所

入札情報公開システム

ウ 質疑応答

(7) 質疑提出期間

令和8年9月24日（木）から10月22日（木）まで
（最終日は午後5時まで）

(4) 質疑提出方法

電子入札システムにより提出すること。

(7) 応答方法

入札情報公開システムに掲載することにより行う。

(4) 応答期限

令和8年10月26日（月）

(7) 閲覧期間

令和8年9月24日（木）から10月30日（金）まで

4 入札参加申込及び入札

(1) 入札参加申込及び入札の期間

令和8年10月28日（水）から10月30日（金）まで
（最終日は午後5時15分まで）

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和8年11月5日（木） 午前10時00分

(2) 開札の場所

えひめ電子入札共同システム

6 施工体制確認に係る調査資料及び低入札調査資料の提出期限及び場所

（※調査基準価格を下回った入札を行った者のみ提出）

(1) 提出期限

令和8年11月10日（火） 午後5時15分

(2) 提出場所

伊予市総務部財政課（監理担当）

〒799-3193

伊予市米湊820番地

電話番号 (089) 909-6384

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、伊予市財務会計規則第277条の規定に掲げるものをもって契約保証金の納付に代えることができる。また、伊予市財務会計規則第278条の規定に掲げる場合においては、契約保証金の納付の全部又は一部を免除する。
なお、低入札価格調査を受けた者との契約にあっては、契約保証金は、請負金額の100分の30以上とする。

8 入札方法

- (1) 入札書の提出方法
本入札は電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、申請書（別紙1）、入札説明書の2に記載された必要書類及び(3)に示す工事費内訳書を添付して提出すること。
- (2) 入札方法
ア 入札執行回数は1回とする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 工事費内訳書の提出
ア 入札に際し、工事費内訳書を提出するものとする。（別紙2の表紙を使用し、閲覧設計内訳明細書の本工事費内訳書を添付して提出すること。）
イ 工事価格計欄の金額が入札金額に符合するものであること。

9 入札の無効に関する事項

入札参加資格を有しない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 入札参加資格確認審査及び落札者の決定に関する事項

- (1) 落札候補者及び落札者の決定
本入札の落札決定方式は、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）とし、(2)及び(3)に定める方法による評価値が最も高い者（以下「第1順位者」という。）を落札候補者とする。ただし、第1順位者が2者以上あるときは、えひめ電子入札システムの審査順位くじで第1順位者を決定する。
その後、当該落札候補者の入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から適格者が確認できるまで順次審査を行うものとする。
落札者が決定したときは、入札参加者に通知するものとする。
- (2) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）による評価の方法

ア この工事の簡易型総合評価における評価項目は次のとおりとする。

- (7) 企業の施工能力
- (イ) 配置予定技術者
- (ロ) 地理的要件
- (エ) 地域貢献度
- (オ) 品質確保の実効性
- (カ) 施工体制確保の確実性

各評価項目の評価内容、評価基準、配点詳細は、伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成 28 年伊予市訓令第 23 号。以下「総合評価実施要領」という。）第 5 条、第 6 条及び別表第 2（評価項目等（実績確認型））のとおりとする。

イ 評価値の算出方法

- (7) 次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行うこととする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数点第 5 位以下を切り捨て小数点第 4 位止めとする。

評価値＝{基礎点（80 点）＋施工体制確認点＋加算点}／入札価格（単位：億円）

- (イ) (7)の基礎点については、入札参加資格を満たす場合に 80 点を与える。
- (ロ) (7)の施工体制確認点については、総合評価実施要領第 6 条第 3 項の規定により算出された、各施工体制確認項目の得点の合計とする。
- (エ) (7)で規定する各入札参加者の加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数点第 5 位以下を切り捨て小数点第 4 位止めとする。

加算点＝（入札参加者の各評価項目の得点合計／各評価項目の配点合計）×10 点

(3) 低入札価格調査

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、伊予市低入札価格調査要領（令和 8 年伊予市告示第 197 号。以下「低入札価格調査要領」という。）に規定する調査対象者となった者は、伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（平成 28 年伊予市訓令第 24 号）及び低入札価格調査要領に基づき調査を行うものとする。

(4) 入札参加資格の確認

入札執行者から入札参加資格を確認するため、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別紙 3）、入札参加資格確認資料（別紙 4）及び添付書類の提出を求められた落札候補者は、指示された日の翌日から起算して 2 日以内に関係書類を提出するものとする。

ア 提出方法

電子入札システムにより別途指定する日時までに速やかに提出すること。

イ その他

- (7) 申請書の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 詳細は、入札説明書による。

(5) 入札参加資格が認められなかった場合の不服申立

ア 入札参加資格が認められなかった者は、市長に対して不服申立てができる。

イ アの不服申立てを行う場合には、伊予市建設工事等不服申立処理要綱（平成 26 年伊予市告示第 26 号）の規定により、不服申立書を、入札参加資格を認めない理由の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内の執務時間中に、6（2）に掲げる場所に持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。

ウ イの書面を提出した者に対する回答は、申立てを受けた日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

11 その他

(1) 契約書作成の要否

(2) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づく伊予市議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が 2 (1) の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

伊予市総務部財政課（監理担当）

〒799-3193

伊予市米湊 820 番地

電話番号 （089）909-6384

(4) その他

詳細は、入札説明書による。